

預かり品規定

1. 預かり期間

- (1) 預かり期間は、当ホテルが預かり品をお預かりした日からお受取り指定日までとします。
- (2) お受取り指定日は、当ホテルが預かり品をお預かりした日から 30 日以内に限りです。
- (3) お受取り日の指定がない場合は、預かり期間はお預かりの日から 30 日間とします。

2. 預かり品

現金、宝石、貴重品、危険物、腐敗あるいは破損しやすいもの、動物等はお預かりできません。

3. 受取り人

預かり品のお受取り人は、お預けになられたご本人又はその方がお受取り人として指定された第三者とします。

5. 受取人の確認

お受取り人又は権限を与えられた第三者は、預かり品の受取りを請求なされる際、当ホテルの係の者に預かり証をご提示ください。お受取り人がご依頼人によって指定された第三者の場合は、預かり証のご提示は不要ですが、正当なお受取り人であることを示すもののご提示を求めることがあります。係員は相当の注意をもってお受取り人の同一性を確認し、預かり品をお返しします。この場合、当ホテルは預かり品に関して責任を免れるものとします。

6. 損害の賠償

- (1) 預かり品の紛失、毀損、変質、その他一般に不可抗力とされている事由による損害に対しては、当ホテルはその責任を負いません。
- (2) 預かり品の毀損、変質その他ご依頼人の責めに帰すべき事由により当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

7. 預かり品処分

- (1) 預かり期間終了後 1 週間以内に預かり品のお受取りがない場合は、当ホテルは預かり品を別途通常の管理をし、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分することができるものとします。かかる処分が困難な場合、当ホテルは当該預かり品を廃棄することができるものとします。
- (2) 前項の処分に要する費用はご依頼人の負担とします。ただし、処分によって得られた代金は、処分の費用に充当することができるものとします。

8. 緊急措置

- (1) 当ホテルは次のような事態が生じたときは、臨機の措置をとることができるものとします。
 - (a) 司法機関の要求により預かり品の開披を求めたとき
 - (b) 火災、預かり品の異変、その他緊急を要する事態
- (2) 上記のいずれかの事態が発生した場合、当ホテルは預かり品に生じた損害について、何ら責任を負いません。

9. 支配する言語

本規定は日本語と英語で作成されますが、規定の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本文がすべての点について支配するものとします。

10. 管轄及び準拠法

本規定に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。